

政令第二百十号

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）第八条の三第二項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令（平成二十年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成二十九年度」を「平成三十年度」に改める。

附 則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

理由

戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定により支給される障害年金、遺族年金等の額の自動改定に係る平成三十一年度における改定率を定める必要があるからである。